

動物の飼養又は収容のための施設 基準

○化製場等に関する法律

第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○鳥取県化製場等に関する法律施行条例

(動物の飼養等を制限する区域の基準)

第4条 法第9条第1項の規定により知事が指定する区域は、次の各号の一に該当する町又は字の区域とする。

- (1) 人口密度が1平方キロメートル当たりおおむね3,000人以上である町又は字
- (2) 市街的形態をなしている区域内にある戸数が全戸数のおおむね5割以上である町又は字
- (3) 観光地等であるため、特に清潔を保持することが必要な町又は字

(飼養等が制限される動物の数)

第5条 法第9条第1項の条例で定める数は、別表第4のとおりとする。

(畜舎等の構造設備の基準)

第6条 法第9条第2項の条例で定める構造設備の基準は、別表第5のとおりとする。

(畜舎等における衛生措置)

第7条の2 法第9条第5項において準用する法第5条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第6のとおりとする。

別表第4(第5条関係)

動物の種類	動物の数
牛	1頭
馬	1頭
豚	1頭
めん羊	4頭
やぎ	4頭
犬	10頭
鶏(30日未満のひなを除く。)	100羽
あひる(30日未満のひなを除く。)	50羽

別表第5(第6条関係)

区分	構造設備の基準
畜舎	1 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾こう配と排水溝が設けられていること。 2 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ、適当な高さまで清掃に支障のない材料で作られ、かつ、清掃に支障のない構造を有すること。 3 内部は、清掃に支障のない適当な広さと高さを有すること。 4 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当な勾こう配と排水溝が設けられていること。 5 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 6 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ又は汚水の浄化装置を有することを要しない。

	<p>7 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>8 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>9 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。</p> <p>(1) 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾こう配と排水溝が設けられていること。</p> <p>(2) 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>(3) 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。</p> <p>(4) 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。</p> <p>10 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p>
<p>家禽きん舎</p>	<p>1 内部は、清掃に支障のない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>2 鶏の家禽きん舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障のない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。</p> <p>3 あひるの家禽きん舎の床は、不浸透性材料(バタリー式の家禽きん舎にあつては、不浸透性材料又は板)で作られ、これに適当な勾こう配と排水溝が設けられていること。</p> <p>4 あひるの家禽きん舎には、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>5 鶏の家禽きん舎は、汚物処理設備として、汚物だめを有すること。</p> <p>6 あひるの家禽きん舎は、汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ又は汚水の浄化装置を有することを要しない。</p> <p>7 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>8 家禽きん舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>9 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる家禽きん舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、畜舎の項第9号(1)から(4)までの要件を備える飼料取扱室を有すること。</p> <p>10 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p>

備考 この表において「畜舎」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設をいい、「家禽きん舎」とは、鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設をいう。

別表第6(第7条の2関係)

- 1 飼養し、又は収容している動物が人畜共通感染症にかかったときは、消毒その他の防疫上必要な措置を行うこと。
- 2 動物のふん尿等を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。
- 3 動物のふんは、汚物だめに貯蔵すること。
- 4 魚介類の臓器、食物の残廃物等著しい臭気を発する飼料の材料の調理並びに当該材料及び当該材料を調理した飼料の貯蔵は、飼料取扱室で行うこと。

○化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定

化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域を次のように指定し、平成2年5月1日から施行する。

- 4 東伯郡湯梨浜町の区域のうち 大字上浅津字石指、字宮ノ本、字二ノ宮ノ本、字明德、字二ノ明德、字雨龍土、大字旭、大字龍島及び大字松崎
- 5 東伯郡三朝町の区域のうち 大字三朝並びに大字山田字石湯、字北平、字市ヶ坪、字築瀬、字沢向、字先ノ土井、字馬場及び字土手下
- 6 東伯郡琴浦町の区域のうち、大字八橋(字岩本及び字大成を除く。)、大字徳万及び大字浦安